

政令指定都市移行にむけて「行政区画等審議会」「縣市連絡会議」が始まりました

【行政区画等審議会】…区割り、区名、 区役所の場所などについて審議

11月2日、政令市移行後の区の地域割や区名などを審議する「行政区画等審議会」の初会合が開かれました。審議会の委員は28名で、学識経験者、県などの行政関係者、城南、植木両町の町民代表、市・町議会議員

などで構成されます。第一回目の審議会では、幸山市長が区割りと区役所の位置について諮問。その後、政令指定都市制度の概要説明、今後のスケジュール案などの説明が行われました。

審議会に提案された今後のスケジュール(案)

- 第1回(11月2日)
 - ・諮問(行政区画の編成、区役所の位置)
 - ・政令指定都市制度についての概要説明
- 第2回以降 11月中旬～2月上旬
 - ・行政区画編成基準、区役所位置の決定方針
 - ・行政区画の編成・区役所の位置に関する素案の作成
 - ・市民説明会の実施、パブリックコメントによる意見聴取
 - ・市民意見を踏まえた答申内容の検討
- 2月中旬
 - ・行政区画の編成および区役所の位置についての答申
- 4月以降
 - ・諮問(行政区の名称)
 - ・行政区の名称についての答申



区制とは？区役所の役割は？

政令指定都市は、市域をいくつかの区に分け、区役所を設置するもの(必置)とされています。区役所が行う事務は、自治体によって様々で、戸籍・国民健康保険・税・福祉サービス・生活保護など住民に身近な窓口サービスを行う小区役所制をとっている自治体や、それに加え土木・産業振興なども行っている大区役所制をとっている自治体があります。

市民への情報提供を行い、十分な協議を！

審議会では、「答申を出す期限を2月中旬と決めるのではなく、十分な協議が保障されるようにすべき」などの意見が出されました。区割り

や区役所の位置は、市民生活に直接かわる重大な問題であり、拙速な議論でなく、市民合意を尊重しながら、十分な協議を行うことが大切です。

【政令指定都市移行縣市連絡会議】…県からの事務権限委譲などについて協議

10月27日には、政令市移行に伴い、県から市に移譲される事務内容を話し合う縣市連絡会議が発足しました。

340事務、1000～1500項目について協議するほか、道路建設の際の県債の取り扱い(※)などについて調整を行います。

移譲事務は、国・県道の管理など法令で政令市が行うことが定められている法令必須事務、河川管理など政令市が行うことができるとさ

れている法令任意事務、国の要綱・通知による事務などに分けられます。

およそ1年間ほど協議を行い、来年秋には、県から引き継ぐ事務の基本協定を結ぶ計画となっています。

※県道・国道の管理の権限と共に建設時の債務も引き継がれることとなります。額や引継対象・期間についても都市によって様々です。

- 堺市…377億円(全て)
- 浜松市…115億円(過去7年間分)
- 岡山市…172億円(過去7年間分)

権限移譲の協議対象となる主な事務

- 法令必須事務
 - ・精神保健福祉センターの設置に関する事務
 - ・発達障害者支援に関する事務
 - ・道路(国道・県道)の路線認定、新築、維持・管理等に関する事務など
- 法令任意事務
 - ・河川の管理等に関する事務など
- 要綱・通知等で定められる事務
 - ・連続立体交差に関する事務
 - ・療育手帳の交付に関する事務など
- 事務処理特例条例等で定められる事務
 - ・パスポートの申請・交付に関する事務
 - ・農地転用の許可等に関する事務など

